

小赤沢地区の防災に関するワークショップ開催 地区防災計画（案）作成のため

令和2年1月19日（日）に、湯沢砂防事務所は長野県下水内郡栄村小赤沢地区の地区防災計画（案）作成のために、栄村役場秋山振興課・秋山支所（とねんぼ2F）にてワークショップを開催しました。

地区防災計画は、地域に住む方々が話し合い等で画一的ではない地域にあった避難場所や避難方法が記されている計画で、地区全体で避難意識が高まり、行政機関に避難方法を伝えることが出来ます。（災害対策基本法第42条にも規定されています。）

当日は、災害に関する勉強会、全体の流れと進め方の後に約30名の参加者が話し合いを行いました。

話し合いでは、小赤沢地区の注意すべき箇所、万が一の際の避難方法を参加者の皆が検討し、発表することで、意識の統一を図りました。

またその話し合いでは、熱い議論が交わされ地域の皆様の防災意識の高さについて感じることができました。

湯沢砂防事務所では、次回2回目のワークショップ（2月下旬開催予定）でとりまとめた結果を報告し、リバイスすることで地区防災計画の（案）として作成する予定です。



発表状況



議論状況

災害対策基本法（抜粋） 第四十二条の二

地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

・地域の方々の意見 避難場所について

●丸山（地域の小高い山）は、避難所指定されていないが、土砂災害等においては、非常に有用と考えられる。

避難方法について

●夜間、円滑に避難するにあたり、街灯を整備する必要がある。

●足がよろしくないご老人に対して、地域で対応する必要がある。